

高松市における 交通安全特定事業計画



高松駅前交差点 視覚障害者用付加装置・信号機待ち時間表示

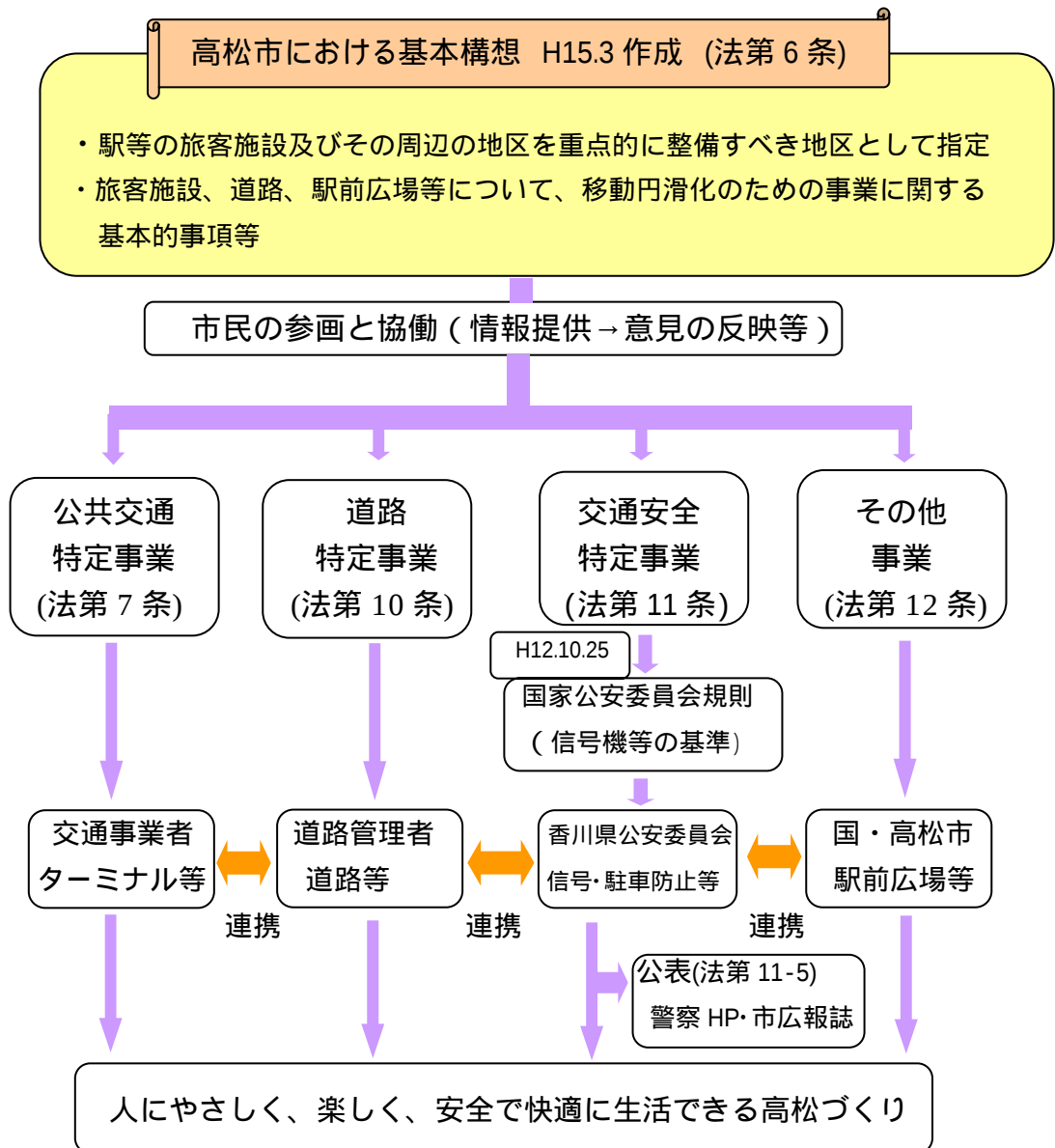
平成 1 6 年 3 月
香川県公安委員会

高松市における交通バリアフリー化の目的と仕組み	1
1 交通安全特定事業を実施する重点整備地区及び道路の区間	
(1) 重点整備地区	2
(2) 特定経路及び準特定経路	3
2 道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間	
(1) 実施事業の内容	3
ア 基本指針	3
イ 整備メニュー	4
(ア) 施設整備に係るもの	
(イ) 違法駐車等に係るもの	
(2) 実施予定期間	5
(ア) 施設整備に係るもの	
(イ) 違法駐車等に係るもの	
3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項	
(1) 高齢者、身体障害者等からの意見聴取	5
(2) 高齢者、身体障害者等への情報提供	6
(3) 関係機関との連携の強化	6
(4) 周辺の交通規制等との整合性の確保	6
(5) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項	6
○ 図及び表	
図 1 - 1 重点整備地区及び特定経路・準特定経路	7
図 1 - 2 特定経路・準特定経路の路線名と位置	8
図 2 - 1 交通安全特定事業整備計画	
～ 信号機の高度化 ～	9
図 2 - 2 交通安全特定事業整備計画	
～ 標識・標示の大型化・高輝度化 ～	10
○ 関係法令抜粋	
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化	
の促進に関する法律	11
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化	
の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則	13

高松市における交通バリアフリー化の目的と仕組み

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下「交通バリアフリー法」という)は、高齢化社会の進展等に伴い、高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性が増大していることを背景に、平成 12 年(2000 年)11 月に施行された。

高松市は、交通バリアフリー法に基づき平成 15 年 3 月に JR 高松駅、琴電高松築港駅、琴電片原町駅、琴電瓦町駅の 4 駅を中心とした半径約 1km の範囲を重点整備地区に設定した移動円滑化基本構想「高松市交通バリアフリー基本構想」を作成し、平成 22 年度を目標に公共交通など各特定事業を実施する。なお、平成 22 年度以降も、準特定経路の整備など継続的にバリアフリー化を進め、「人にやさしく、楽しく、安全で快適に生活できる高松づくり」をめざすことにしている。



高松市における交通バリアフリー化の仕組み

高松市における交通安全特定事業計画

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第 3 条の規定による基本方針及び第 11 条の規定に基づき、また、「高松市交通バリアフリー基本構想」に即して、JR 高松駅、琴電高松築港駅、琴電片原町駅、琴電瓦町駅を中心とする重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する重点整備地区及び道路の区間

(1) 重点整備地区（別添図 1-1「重点整備地区及び特定経路・準特定経路」参照）

特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設の所在地を含む面積約 280ha の地区である。

○ 重点整備地区内の主要な施設

高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる施設

区 分	施 設 名	区 分	施 設 名
旅客施設 * 印は特定 旅客施設	* JR 高松駅	文化施設	高松市市民会館
	* 琴電高松築港駅		香川県県民ホール
	* 琴電片原町駅		香川県歴史博物館
	* 琴電瓦町駅		市民文化センター
	高松港		香川県文化会館
官公庁施設	高松市役所	商業施設	三越高松店
	香川県庁		Ｏ Ｐ Ａ
	高松国税局		天満屋
	高松北警察署	公 園	中央公園
	高松法務合同庁舎		玉藻公園
医療施設	香川県中央病院	そ の 他	高松市美術館
	高松赤十字病院		高松中央郵便局
社会福祉 施 設	高松市総合福祉会館		
	かがわ社会保険センター		
	香川障害者職業センター		
	香川県社会福祉総合センター		
	高松市生涯学習センター		

【平成16年度整備予定】



高松港前 サポート高松玉藻交差点
* 視覚障害者付加装置



三越高松店前 丸の内交差点
* 視覚障害者付加装置



中央公園南交差点
* 信号機待ち時間表示



JR高松駅南 サポート地下道南口前
* 大型灯火式標識・高輝度標示

(2) 特定経路及び準特定経路（別添図 1-2「特定経路・準特定経路の路線名と位置」参照）

特定旅客施設と高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる主要な官公庁・福祉施設その他の施設との間の経路で、平成22年度までに移動円滑化が実現できるものを特定経路とする。また、目標年度までに整備完了はできないが比較的早期に整備を行う経路を準特定経路とする。

○ 特定経路

国道 2 路線 3,130m、県道 6 路線 4,260m、市道 19 路線 7,685m
合計 27 路線 15,075m

○ 準特定経路

国道交差点 1 か所(立体横断施設)、市道 2 路線 645m
合計 1 か所 2 路線 645m

2 道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間（別添図 2-1「交通安全特定事業整備計画～信号機の高度化～」及び図 2-2「交通安全特定事業整備計画～標識・標示の大型化・高輝度化～」参照）

(1) 実施事業の内容

ア 基本指針

平成 12 年 10 月 25 日付け国家公安委員会規則「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則」を整備事業の基準とし、高齢者、身体障害者等のもとより、道路を利用する誰もが安心して安全・円滑に移動できる基盤整備を実施するものとする。

イ 整備メニュー

～ 安全な横断に寄与する施設の改良、違法駐車等の指導取締り強化 ～

(ア) 施設整備に係るもの

- 信号機への視覚障害者用付加装置の整備～ピヨピヨ、カッコー
- 信号機への音響式歩行者誘導付加装置の整備～音声案内
- 信号機の待ち時間表示装置の整備～誤横断の防止
- 信号機の歩行者・高齢者等感応化の推進～横断時間の延長
- 横断歩道標識の内照化・大型化～灯火式・オーバーハング化
- 横断歩道等標示の高輝度化～反射材料の使用 等

【主な整備メニュー】



視覚障害者用付加装置(内蔵型)



音響式歩行者誘導付加装置
西の丸交差点



信号機待ち時間表示



大型灯火式標識 高輝度標示

整備箇所は可能な限り計画どおり実施するが、地下埋設物等による基礎工事の可否や周辺への影響の程度等から一部変更する場合がある。

交通バリアフリー法による信号機等の考え方

1 信号機に関する基準

- 視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるものであること
- 高齢者、身体障害者等が道路の横断を終わるために通常要する時間内は歩行者用赤信号の表示は開始しないものであること

2 道路標識に関する基準

- 反射材料を用い、又は夜間照明装置を施したものであること

3 道路標示に関する基準

- 反射材料を用い、又は反射装置を施したものであること

(イ) 違法駐車等に係るもの

- 横断歩道上、バス停付近等における違法駐車車両の指導取締り強化
- 関係機関・団体等と連携した
 - ・視覚障害者誘導用ブロック上等における放置自転車の撤去
 - ・違法駐車防止のための広報・啓発活動の実施
 - ・歩行者の妨害となる道路不正使用物件の警告・指導、取締りの実施

(2) 実施予定期間

平成 22 年（2010 年）度までにすべての特定経路において、移動円滑化を原則として実施することとされているが、交通安全特定事業のうち施設整備に係る事業は、より早期に適切な措置を講ずる必要があることから、可能な限り前倒しして実施する。違法駐車等に係るものは、利用者の交通マナーの向上や必要な駐車施設の整備等が根本的な課題であり継続して実施する。

(ア) 施設整備に係るもの

- 信号機の高度化～整備済み箇所 19 か所
平成 16 年度 8 か所
平成 17 年度以降 20 か所
- 道路標識・標示の大型化・高輝度化～平成 16 年度 10 か所
- その他、交差点改良や道路の新設に係るものは随時協議のうえ検討

(イ) 違法駐車等に係るもの

- 重点的实施～平成 16 年度から平成 22 年度まで

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 高齢者、身体障害者等からの意見聴取

上記事業の実施に当たっては、JR 高松駅などの特定旅客施設から官公庁や福祉施設その他の施設への往来に特定経路を利用する高齢者・身体障害者、地元の住民、学識経験者、その他の道路利用者等で構成される「高松市交通バリアフリー特定事業計画策定委員会」の意見を聴取する。

(2) 高齢者、身体障害者等への情報提供

高松市と協力して、広報紙やホームページへ掲載するなど積極的に情報提供する。

(3) 関係機関との連携の強化

「高松市交通バリアフリー特定事業計画策定委員会」に参画する関係機関と相互の事業の推進状況を確認するとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(4) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機との系統制御を確保する。また交通規制の実施に当たっては、交通流の整序化が図られるよう、周辺道路の影響を調査し、必要な周辺の交通規制の見直しを実施する。

(5) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車取締り、放置自転車の撤去、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して、重点的かつ計画的に実施する。

【平成16年度整備予定】



片原町交差点

* 視覚障害者付加装置・信号機待ち時間表示



JR高松駅西交差点

* 大型灯火式・高輝度路側標識



西内町交差点

* 歩行者感応

音響式歩行者誘導付加装置(既設)

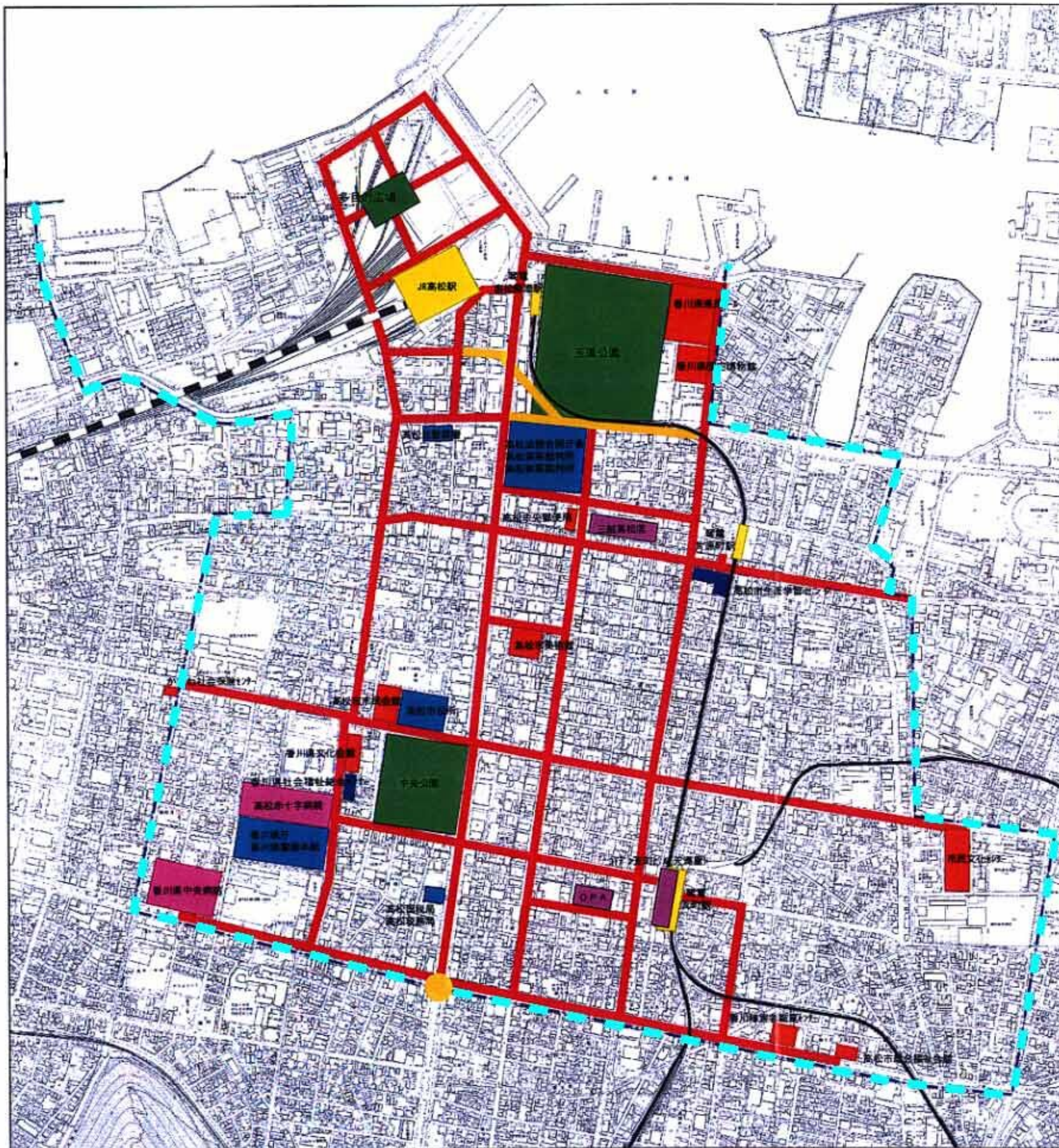


図1-1

重点整備地区及び特定経路・準特定経路

凡 例	
	旅客施設
	公営施設
	社会福祉施設
	大型商業施設
	公園
	医療施設
	官公庁

- 特定経路
- 準特定経路
- 重点整備地区



0 100m 500m

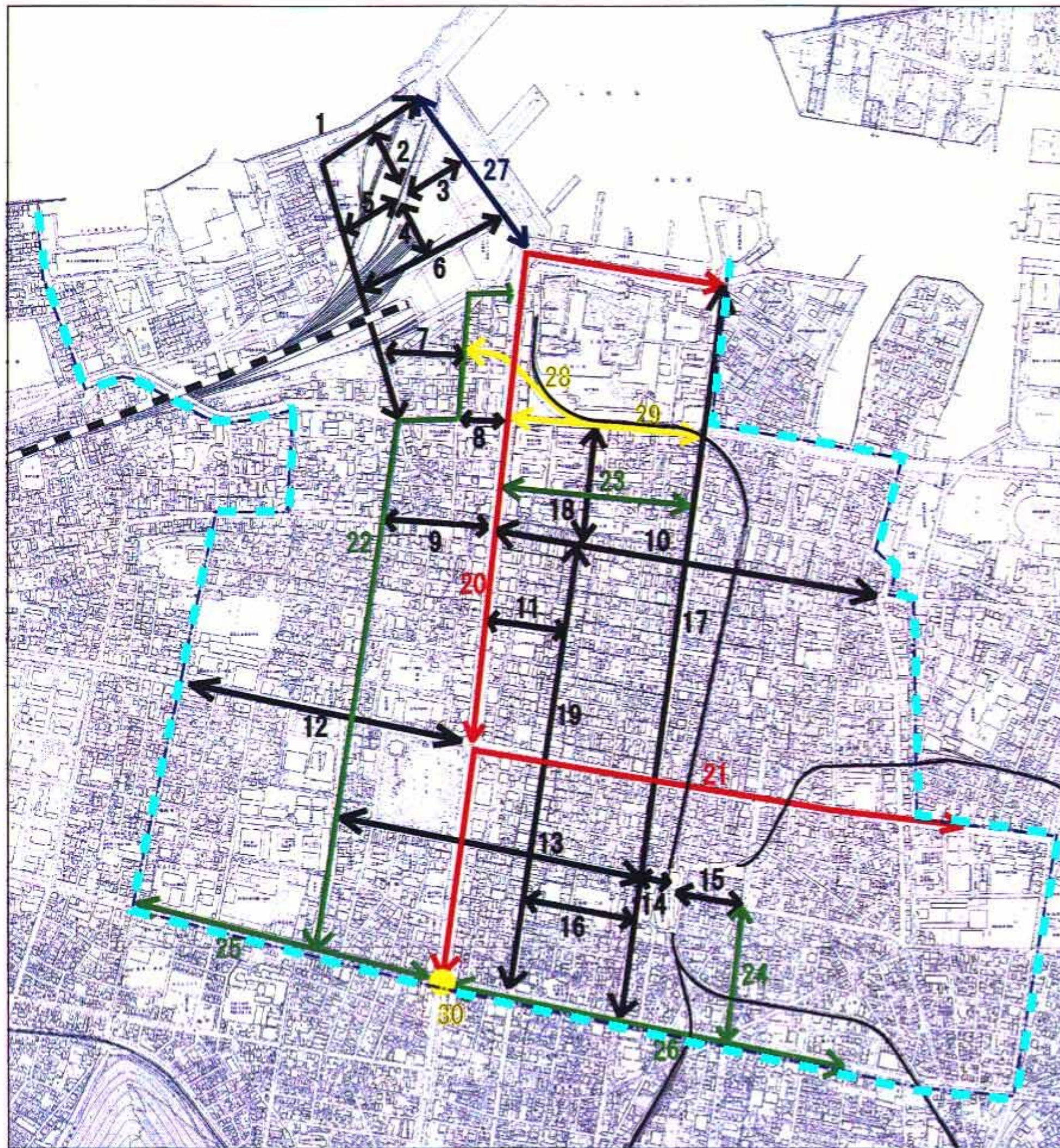


図1-2

特定経路・準特定経路の路線名と位置

特定経路

路線番号	管理区分	路線名	延長(m)	特定経路選定理由		
				旅客施設と主要施設を連絡する経路	利用頻度の高い経路	ネットワークするために必要な経路
1	市	浜ノ町線	850	-	-	○
2	市	港路中央2号線	95	-	-	○
3	市	港路中央2号線	145	-	-	○
4	市	港路中央1号線	105	-	-	○
5	市	港路西1号線	50	-	-	○
6	市	高松駅南線	355	-	-	○
7	市	高松駅南線	140	-	-	○
8	市	高松海岸線	95	○	-	○
9	市	兵庫町西通町線	250	-	-	○
10	市	片原町中松島線	840	○	○	-
11	市	二宮町東地線	150	○	-	-
12	市	五番町西宝線	645	○	○	-
13	市	天神前瓦町線	670	○	○	○
14	市	瓦町112号線	30	○	○	○
15	市	瓦町松島線	130	○	-	-
16	市	亀井町常盤町線	245	○	-	-
17	市	亀井町東松島線	1,820	○	-	○
18	市	兵庫町丸の内線	260	○	-	-
19	市	丸亀町東松島線	1,010	○	-	-
小計			7,885			
20	国	国道30号線	1,510	○	○	○
21	国	国道11号線	1,620	○	-	-
小計			3,130			
22	県	高松停車場東松島公園線	1,550	○	○	-
23	県	高松港線	410	○	-	-
24	県	高松港東松島公園線	290	○	-	-
25	県	高松丸亀線	680	○	-	-
26	県	中松三谷高松線	935	○	-	○
27	県	港路道路	385	○	-	-
小計			4,260			
合計			15,075			

準特定経路等

路線番号	管理区分	路線名等	延長(m)	準特定経路選定理由
28	市	高松駅南線等	230	「ネットワークするために必要な経路」であるが、連続立体交差事業と一体的整備を行う必要があるため平成22年度までに事業完了が困難である。
29	市	高松海岸線	415	上記と同様
30	国	中新町交差点立体橋断施設	-	エレベーター、スロープ等の設置による周辺への影響(新たな用地確保等)について住民との調整の目途を立てられないため、平成22年度までの事業完了が確定できない

- 特定経路(国道)
- 特定経路(県道)
- 特定経路(市道)
- 特定経路(港湾道路)
- 準特定経路
- 重点整備地区



図2-1 交通安全特定事業整備計画

～信号機の高度化～



交通バリアフリー対応型の信号機						
番号	信号交差点名	対応種別				整備予定
		視覚障害者用付加	音響式歩行者誘導付加	歩行者・高齢者等感知	待ち時間表示	
1	工業高校西	○				H15年度までに整備済
2	城内中学校東	○	○	○		H16年度
3	城内中学校南	○	○	○		H17年度からH22年度
4	内町東	○				
5	瓦町駅前広場北	○	○			
6	トキワ街東口	○	○			
7	高松駅前	○				
8	寿町	○				
9	兵庫町	○				
10	紺屋町	○	○			
11	鍛冶屋町	○	○			
12	中央公園南	○				
13	西の丸町	○	○			
14	西内町	○	○			
15	広場	○				
16	番町1丁目	○	○	○		
17	県庁北	○				
18	天神前	○				
19	観光通2丁目	○				
20	観光通1丁目	○				
21	工業高校東	○				
22	南新町	○				
23	サボート高松玉藻	○				
24	丸の内	○				
25	サボート高松玉藻北	○				
26	片原町	○				
27	多目的広場西	○				
28	JR高松駅北	○	○			
29	新橋西	○				
30	井口町	○				
31	今新町	○				
32	裁判所前	○				
33	丸亀町	○				
34	中央橋西	○				
35	築地小学校西	○				
36	瓦町1丁目	○				
37	ライオン通り南口	○				
38	国道丸亀町南口	○				
39	常盤新町南口	○				
40	塩屋町	○	○			
41	法泉寺前	○				
42	県庁南	○				
43	塩上町1丁目	○				
44	中央病院東	○				
45	亀阜小学校前	○				
46	塩上五差路	○				
47	田町	○				

凡例	重点整備地区	
	特定経路	準特定経路
	旅客施設	公園
	官公庁・医療・商業施設	

図2-2 交通安全特定事業整備計画

～標識・標示の大型化・高輝度化～



番号	場所(主な目標)	標 識	標 示
1	高松信用金庫広場支店前	大型灯火式 2本	高輝度 1本
2	市立四番丁公民館前	// 2本	// 1本
3	城内中学校前	// (既設)	// 1本
4	コデノ瓦町ビル東三差路	大型灯火式 1本 高輝度路側 2本	// 3本
5	大田小児科医院前	大型灯火式 1本	// 1本
6	香川県民ホール前	// 2本	// 1本
7	サボト地下道南口東方	// 2本	// 1本
8	サボト地下道南口前	// 2本	// 2本
9	高松中央公園 南西交差点	// 2本	// 2本
10	JR高松駅 西交差点	大型灯火式 1本 高輝度路側 2本	// 3本

凡例		重点整備地区
		特 定 経 路
		準 特 定 経 路
		旅 客 施 設
		官公庁・医療・商業等施設

○高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

改正 平成二一・二二法一六〇、平成二二・四法四七

〔平成二二・五・一七〕
〔法律六八〕

(定義)

第二条

12 この法律において「交通安全特定事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 高齢者、身体障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（以下「信号機等」という。）の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業
- 二 違法駐車行為（道路交通法第五十一条の二第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る自転車その他の車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動円滑化のために必要な特定経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

(基本方針)

第三条 主務大臣は、移動円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 移動円滑化の意義及び目標に関する事項
 - 二 移動円滑化のために公共交通事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項
 - 三 第六条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項

- イ 重点整備地区における移動円滑化の意義に関する事項
- ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

- ハ 特定旅客施設、特定車両、特定経路を構成する一般交通施設及び当該特定旅客施設又は一般交通施設と一体として利用される公共用施設について移動円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

- ニ ハに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）、その他の市街地開発事業（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動円滑化のために考慮すべき基本的な事項その他の必要な事項
- 四 移動円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項
- 3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 重点整備地区における移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進

(移動円滑化基本構想)

第六条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。



番町1丁目交差点

- * 視覚障害者用付加装置(既設)
- * 歩行者感応(既設)
- * 信号機待ち時間表示(既設)

- 2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 重点整備地区における移動円滑化に関する基本的な方針
 - 二 重点整備地区の位置及び区域
 - 三 特定旅客施設、特定車両、特定経路を構成する一般交通用施設及び当該特定旅客施設又は一般交通用施設と一体として利用される公共用施設について移動円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
 - 四 前号に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に關し移動円滑化のために考慮すべき事項その他必要な事項
- 3 基本構想は、都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即したものでなければならぬ。
- 4 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）と協議しなければならない。
- 5 市町村は、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。
- 6 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。
- 7 前二項に規定するもののほか、関係する公共交通事業者等、道路管理者その他の一般交通用施設及び公共用施設の管理者並びに公安委員会は、市町村による基本構想の作成に協力するよう努めなければならない。
- 8 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者その他の一般交通用



広場交差点

＊ 視覚障害者用付加装置(既設)

寿町交差点

＊ 歩行者感応(既設)



- 施設及び公共用施設の管理者並びに公安委員会に、基本構想の写しを送付しなければならない。
- 9 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができ。
- 10 第四項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。
- (交通安全特定事業の実施)
- 第一条 第六条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画（以下「交通安全特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。
- 2 前項の規定による交通安全特定事業（第二条第十二項第一号に掲げる事業に限る。）は、当該信号機等が、重点整備地区における移動円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。
- 3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。
- 5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。
- 6 前二項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

○ 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める

規則（平成一二・一〇・二五）
（国家公安委員会規則一七）

（信号機に関する基準）

第一条 信号機に関する高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十一条第二項に規定する基準は、次の各号に掲げる信号機の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 歩行者に対して信号を表示するための信号機（次号に掲げるものを除く。） 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第四項に規定する信号機（以下「歩行者用信号機」という。）であつて、次のいずれにも該当するものであること。

イ 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従つて道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響（以下「特定音響」という。）を発することができるものであること。

ロ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従つて道路の横断を始めた法第二条第一項に規定する高齢者、身体障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する青色の灯火の信号の表示を開始しないものであること。

二 歩行者に対して信号を表示するための信号機であつて、当該信号機が特定音響を発することとすると周辺の生活環境が著しく損なわれるおそれがあるもの、歩行者用信号機であつて、前号ロに該当するものであること。

三 前二号に掲げる信号機以外の信号機 当該信号機を

設置する場所において、第一号又は前号の基準に適合する信号機と一体的に交通整理を行うことができるものであること。

（道路標識に関する基準）

第二条 道路標識に関する法第十一条第二項に規定する基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施したものであることとする。

（道路標示に関する基準）

第三条 道路標示に関する法第十一条第二項に規定する基準は、反射材料を用い、又は反射装置を施したものであることとする。

附 則

この規則は、法の施行の日（平成十二年十一月十五日）から施行する。



* 自転車横断帯のみ

観光通り2丁目交差点（東側）

* 横断歩道を新設（平成 15 年 12 月）



兵庫町交差点

* 視覚障害者用付加装置（既設）

* 信号機待ち時間表示（既設）

